

# 大阪府浄化槽事務処理要領

大阪府浄化槽行政連絡協議会

## 第1. 趣旨

この事務処理要領は、建築基準法又は浄化槽法に規定する浄化槽に関わる大阪府内の標準的な事務手続きについて定める。

## 第2. 浄化槽を設置又は変更する際の手続き

### 1 浄化槽を設置しようとする者は、次の区分に応じ、別表1に掲げる図書を提出する。

- 一 建築確認申請等 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定における確認を申請すべき又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知すべきとき（同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）
- 二 浄化槽設置届出 前号以外のときで、浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出を行うとき。ただし、同法第3章の2第2節に規定する公共浄化槽を設置する場合は第3による。

### 2 浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする者は、次の区分に応じ、別表2に掲げる図書を提出するものとする。

- 一 前項第一号による建築確認申請等を行い、確認済証の交付を受け、工事を完了する前

#### イ 次のいずれかに該当 軽微な変更

- (1) 浄化槽の位置の変更
- (2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種、製造業者等の変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
- (3) 型式適合認定を受けた浄化槽のオプション槽（放流ポンプ槽）の変更、追加又は取りやめ
- (4) 処理対象人員の変更を伴わずに処理対象人員以上の浄化槽への変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）

#### ロ イ以外 計画変更

- 二 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届を受理され、工事を完了する前

#### 次のいずれかに該当 変更届出

- (1) 人槽の変更
- (2) 機種の変更
- (3) 処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わない軽微な変更以外

### 3 工事を完了する前に、浄化槽設計書に記載した工事業者を変更した者は、浄化槽工事業者変更届（様式第8号）を提出するものとする。

### 4 建築確認申請等は、設置場所を所管する建築主事若しくは建築副主事又は指定確認検査機関へ申請、浄化槽設置届出又は変更届出は、浄化槽設置届出所管機関（大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長とする。以下同じ。）へ届け出るものとする。

- 5 浄化槽を設置又は変更する際の手続きは、浄化槽法第7条に規定する水質検査の促進の観点から同法第57条による指定検査機関を経由し、また、関係法令等の確認のために市町村を経由するものとする。
- 6 指定検査機関は、浄化槽法第7条に規定する水質検査の申し込みが取り消されたときは、速やかに浄化槽設置届出所管機関に対し、情報提供するものとする。

### 第3. 公共浄化槽を設置又は変更する際の協議に関する手続き

- 1 市町村は、浄化槽法第12条の5第4項の規定に基づき、公共浄化槽を設置するときは、浄化槽設置届出所管機関及び特定行政庁と設置について協議をしなければならない。その場合、浄化槽ごとに、別表3に掲げる協議図書を浄化槽設置届出所管機関及び特定行政庁に提出するものとする。
- 2 市町村は、設置する公共浄化槽の構造又は規模の変更等をしようとする場合（建築確認申請等の手続きに伴う変更を含む。）は、次の区分に応じ、別表4に掲げる図書を浄化槽設置届出所管機関及び特定行政庁に提出するものとする。
  - 一 建築確認申請等を行い、確認済証の交付を受け、工事を完了する前
    - イ 次のいずれかに該当 軽微な変更
      - (1) 浄化槽の位置の変更
      - (2) 型式適合認定を受けた浄化槽の機種、製造業者等の変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
      - (3) 型式適合認定を受けた浄化槽のオプション槽（放流ポンプ槽）の追加又は取りやめ
      - (4) 処理対象人員の変更を伴わずに処理対象人員以上の浄化槽への変更（同等以上の処理性能のある場合に限る）
    - ロ イ以外 計画変更
  - 二 一以外で、工事を完了する前
    - 次のいずれかに該当 計画変更届出
      - (1) 人槽の変更
      - (2) 機種の変更
      - (3) 処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の10%以上の変更を伴わない軽微な変更以外
  - 三 浄化槽法第12条の5第4項（第5項において準用する場合を含む。）の規定による浄化槽設置計画協議申出書の浄化槽設計書に記載した工事業者を変更する場合

### 第4. 浄化槽工事が完了したときの手続き

浄化槽工事を完了したときは、浄化槽施工状況報告書（様式第6号又は第7号）を提出しなければならない。

### 附則

1. この処理要領は、昭和61年12月1日から実施する。
2. 大阪府浄化槽事務処理要領（昭和58年3月1日制定）は、廃止する。

附則

1. この処理要領は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。
2. 大阪府浄化槽事務処理要領（昭和 61 年 12 月 1 日制定）は、廃止する。

附則

1. この処理要領は、平成 9 年 6 月 4 日から実施する。

附則

1. この処理要領は、平成 11 年 7 月 28 日から実施する。

附則

1. この処理要領は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. 本要領は、平成 21 年 1 月 19 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 25 年 3 月 21 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 29 年 3 月 28 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 30 年 2 月 7 日から適用する。

附則

1. 本要領は、平成 31 年 4 月 10 日から適用する。

附則

1. 本要領は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附則

1. 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附則

1. 本要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 浄化槽の設置に係る申請又は届出の添付図書（第2. 1関係）

区分	建築確認申請等			浄化槽設置届出	
	建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項 又は 建築基準法第18条第2項、第4項			浄化槽法第5条	
申請又は届出先	建築主事、建築副主事 又は 指定確認検査機関（建築基準法）			特定行政庁経由 浄化槽設置届出所管機関*3	
図書	正本*1	副本	保健所通知	正本(2部)*2	副本
浄化槽設置届出書（様式第1号）				○	○
浄化槽設計書（様式第3号）	○	○	○	○	○
委任状（代理人による場合）				○	○
付近見取図	○	○	○	○	○
配置図					
明示すべき事項 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法を記載のもの	○	○	○	○	○
処理対象人員算定表（様式第4号） （専用住宅以外）	○	○	○	○	○
浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能				
	浄化槽処理対象人員等の算定表（様式第5号）*4	○	○	○	○
	浄化槽の処理方式				
	浄化槽の各槽の有効容量				
浄化槽の構造詳細図	○	○	○	○	○
構造強度計算書*5	○	○	○	○	○
定員証明書*6	○	○	○	○	○

\*1 正本に添える図書（浄化槽設計書（様式第3号）を除く。）にあつては、当該建築確認申請等における設計者（建築士）の氏名等が記載されたものが必要。

\*2 2部。特定行政庁用（1部）及び浄化槽設置届出所管機関用（1部）

\*3 大阪府にあつては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあつては市長

\*4 JISに基づき処理対象人員を算出する場合は省略可

\*5 鉄筋コンクリート製の浄化槽又は擁壁等で囲う場合

\*6 作業所等の定員を証明する場合のみ添付

上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書を取りまとめたものである。

別表2 浄化槽の変更に係る申請又は届出の添付図書（第2.2関係）

区分	建築確認申請等の内容を変更する場合						浄化槽設置届の内容を変更する場合	
	軽微な変更			計画変更			浄化槽変更届出	
	大阪府建築基準法 施行細則第9条等			建築基準法第6条第1項、第6条の 2第1項又は第18条第2項、第4項			浄化槽法第5条	
申請又は届出先	建築主事、建築副主事 又は 指定確認検査機関（建築基準法）						特定行政庁経由 浄化槽 設置届出所管機関*4	
図書	正本*1	副本	保健所 送付*2	正本*1	副本	保健所 通知	正本 (2部)*3	副本
計画変更確認申請書 又は 計画変更通知書（建築物）				○	○			
確認事項変更届（軽微な変更）	○	○	○					
浄化槽変更届出書（様式第2号）							○	○
委任状（代理人による場合）							○	○
浄化槽設計書（様式第3号）	○	○	○	○	○	○	○	○
変更にかかる部分の図書	○	○	○	○	○	○	○	○

\*1 正本に添える図書（浄化槽設計書（様式第3号）を除く。）にあつては、当該建築確認申請等における設計者（建築士）の氏名等が記載されたものが必要。

\*2 浄化槽に関する内容に変更がある場合に限る。

\*3 2部。特定行政庁用（1部）及び浄化槽設置届出所管機関用（1部）

\*4 大阪府にあつては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあつては市長  
上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書を取りまとめたものである。

別表3 公共浄化槽の設置に係る協議図書（第3. 1関係）

区分	建築確認申請等を伴う場合		建築確認申請等が伴わない場合 (左記以外)	
	建築基準法第6条第1項、第6条の2 第1項 又は 第18条第2項、第4項		—	
協議先	特定行政庁経由 浄化槽設置届出所管機関*3			
図書	正本*1*2	副本	正本*2	副本
浄化槽設置計画協議申出書 (様式第9号)	○	○	○	○
浄化槽設計書(様式第3号)	○	○	○	○
委任状(代理人による場合)	○	○	○	○
付近見取図	○	○	○	○
配置図				
明示すべき事項 浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法を記載のもの	○	○	○	○
処理対象人員算定表(様式第4号) (専用住宅以外)	○	○	○	○
浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能			
	浄化槽処理対象人員等の算定表(様式第5号)*4	○	○	○
	浄化槽の処理方式			
	浄化槽の各槽の有効容量			
浄化槽の構造詳細図	○	○	○	○
構造強度計算書*5	○	○	○	○
定員証明書*6	○	○	○	○
土地及び建物所有者の同意書	○	○	○	○
私有浄化槽所有者の同意書	○	○	○	○

\*1 正本に添える図書(浄化槽設計書(様式第3号)を除く。)にあつては、当該建築確認申請等における設計者(建築士)の氏名等が記載されたものが必要。

\*2 2部。特定行政庁用(1部)及び浄化槽設置届出所管機関用(1部)

\*3 大阪府にあつては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあつては市長

\*4 JISに基づき処理対象人員を算出する場合は省略可

\*5 鉄筋コンクリート製の浄化槽又は擁壁等で囲う場合

\*6 作業所等の定員を証明する場合のみ添付

上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書を取りまとめたものである。

別表4 公共浄化槽の変更に係る協議図書（第3.2関係）

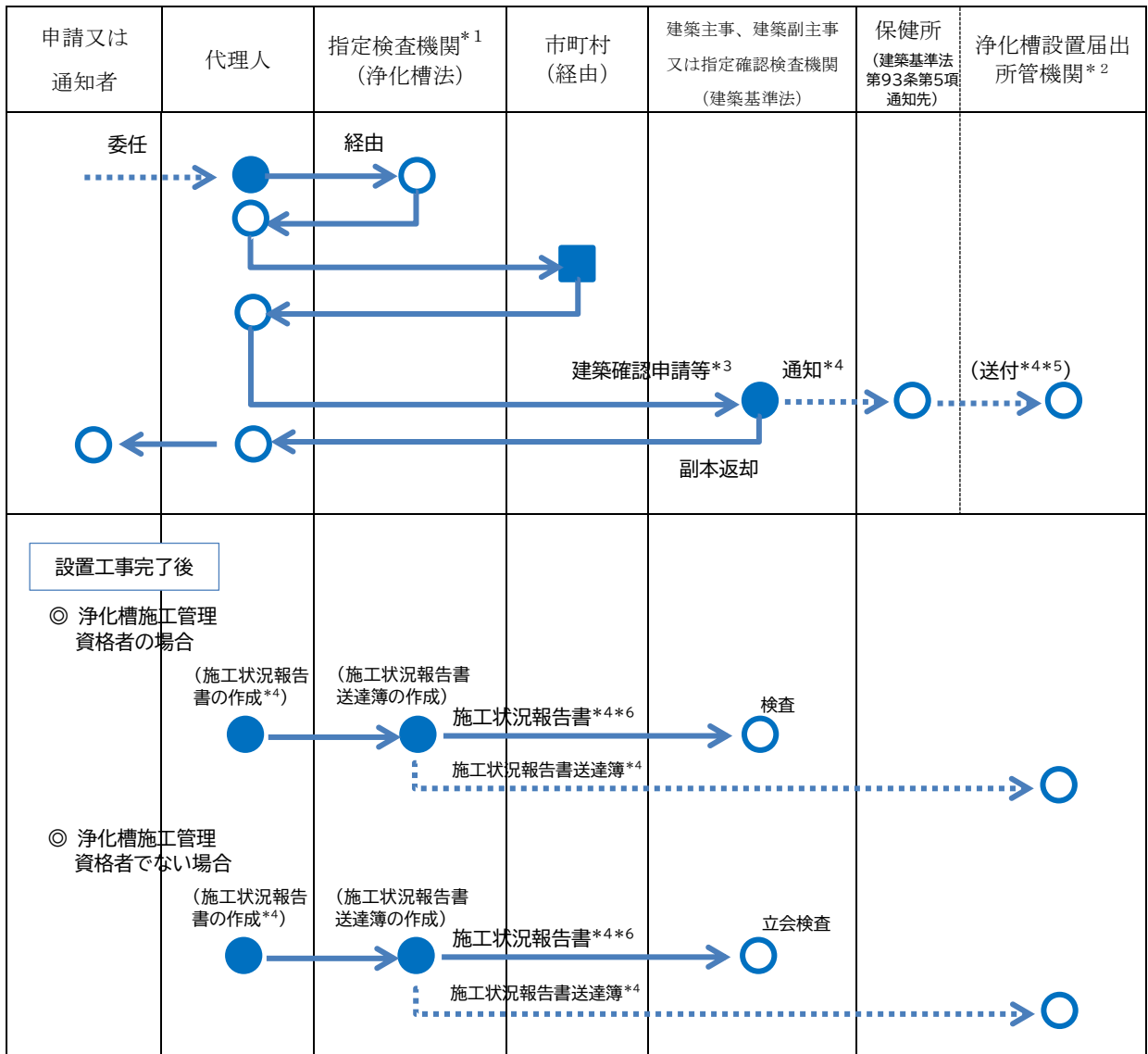
協議先 図書	特定行政庁経由 浄化槽設置届出所管機関*2	
	正本 *1	副本
浄化槽設置計画変更協議申出書 (様式第10号)	○	○
委任状(代理人による場合)	○	○
浄化槽設計書(様式第3号)	○	○
変更にかかる部分の図書	○	○

\*1 2部。特定行政庁用(1部)及び浄化槽設置届出所管機関用(1部)

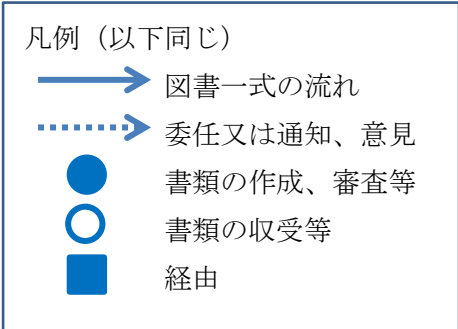
\*2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長  
上記の図書は、標準的な手続きに必要な図書を取りまとめたものである。

【標準的な申請・届出の流れ】

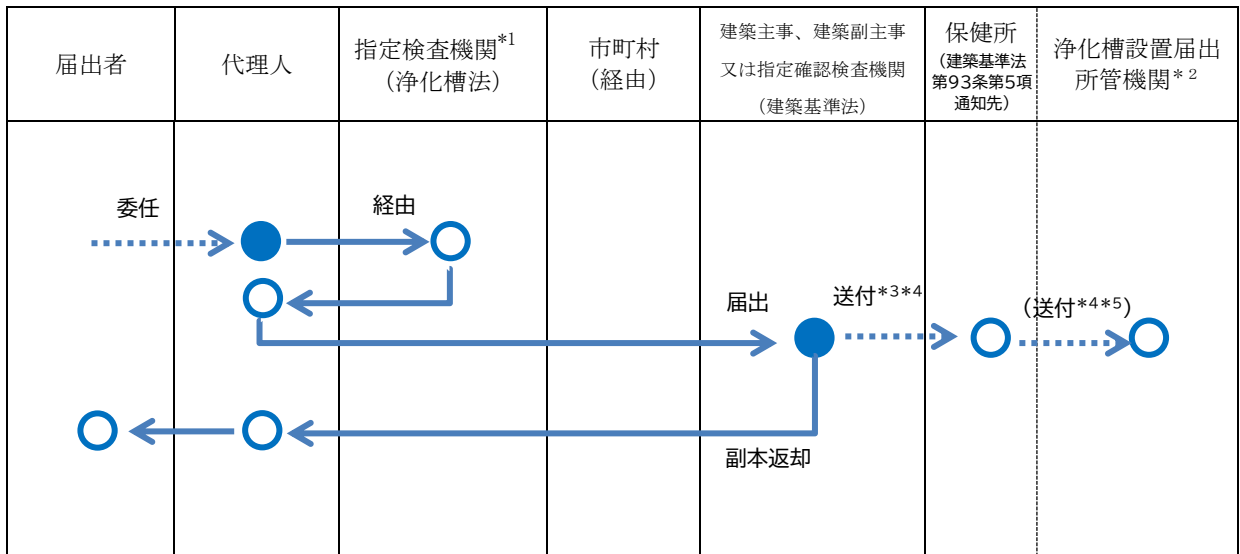
1. 建築基準法第6条第1項等の規定による建築確認申請等（計画変更を含む）



- \* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関（水質に関する検査機関）
- \* 2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長
- \* 3 確認申請書又は計画通知書に添付して提出すること。なお、建築確認申請等に関して電子申請を行う場合は、浄化槽書類についても電子送付可。
- \* 4 郵送又は電子送付可
- \* 5 保健所が浄化槽設置届出所管機関でない場合、通知受領後、浄化槽設置届出所管機関に（別表1）浄化槽の設置に係る申請又は届出の添付図書を送付する。
- \* 6 建築物の完了検査申請に関しては、別途、工事監理者と調整のこと。  
なお、建築物の用途変更に係るものの場合、施工状況報告書は、建築主事等への工事完了届に合わせて提出すること。

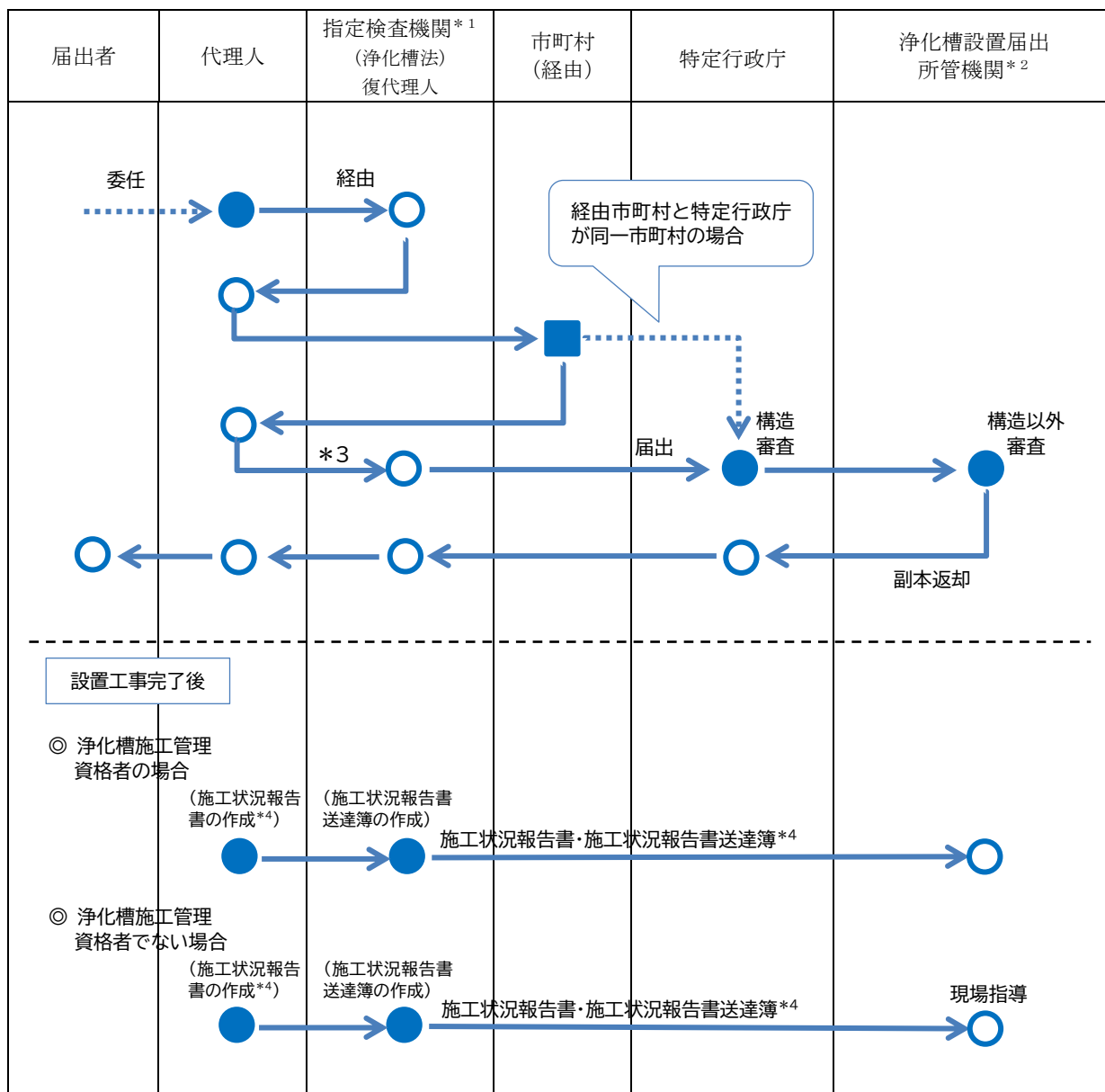


2. 大阪府建築基準法施行細則第9条等の規定による確認事項変更届出



- \* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関（水質に関する検査機関）
- \* 2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長
- \* 3 浄化槽に関する内容に変更がある場合に限り。
- \* 4 郵送又は電子送付可
- \* 5 保健所が浄化槽設置届出所管機関でない場合、通知受領後、浄化槽設置届出所管機関に（別表1）浄化槽の設置に係る申請又は届出の添付図書を送付する。

3. 浄化槽法第5条の規定による浄化槽設置届出又は変更届出



\* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関（水質に関する検査機関）

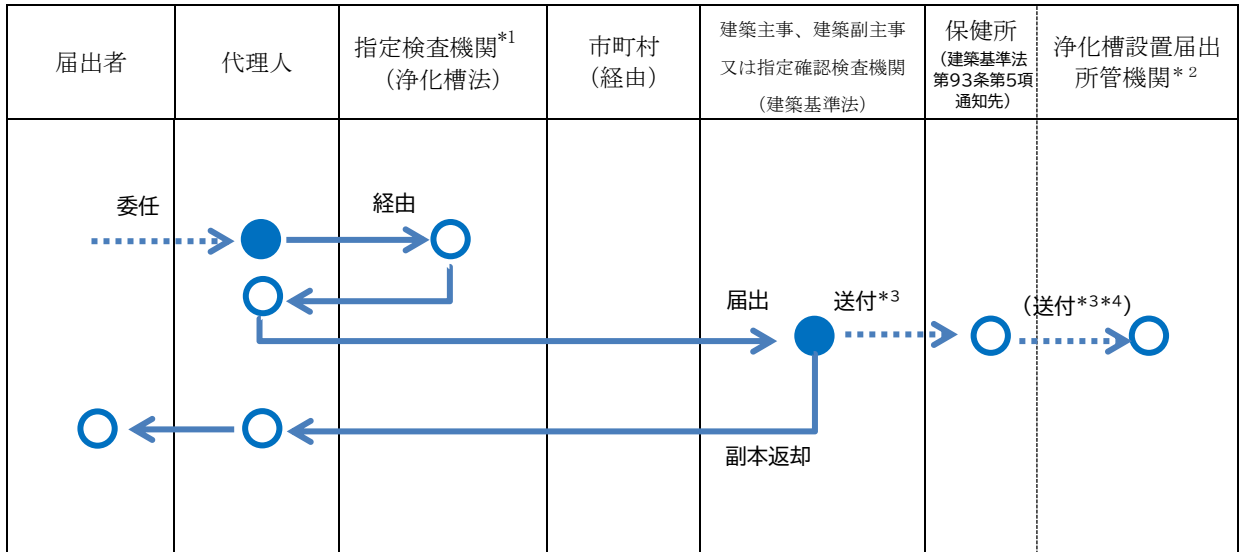
\* 2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長

\* 3 郵送可

\* 4 郵送又は電子送付可

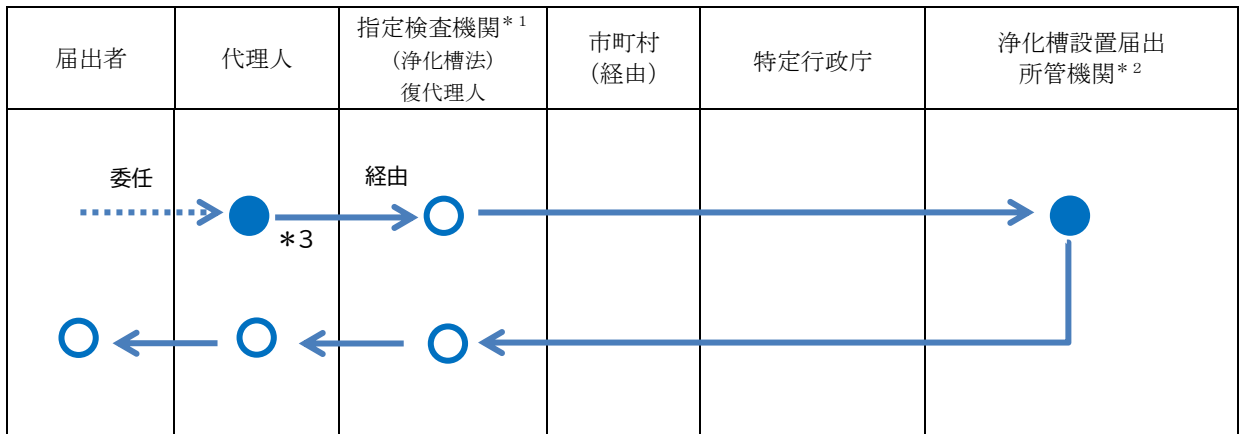
4. 要領 第2. 3の規定による浄化槽工事業者変更届出書

4. 1 建築基準法第6条第1項等の規定による建築確認申請等を行ったとき



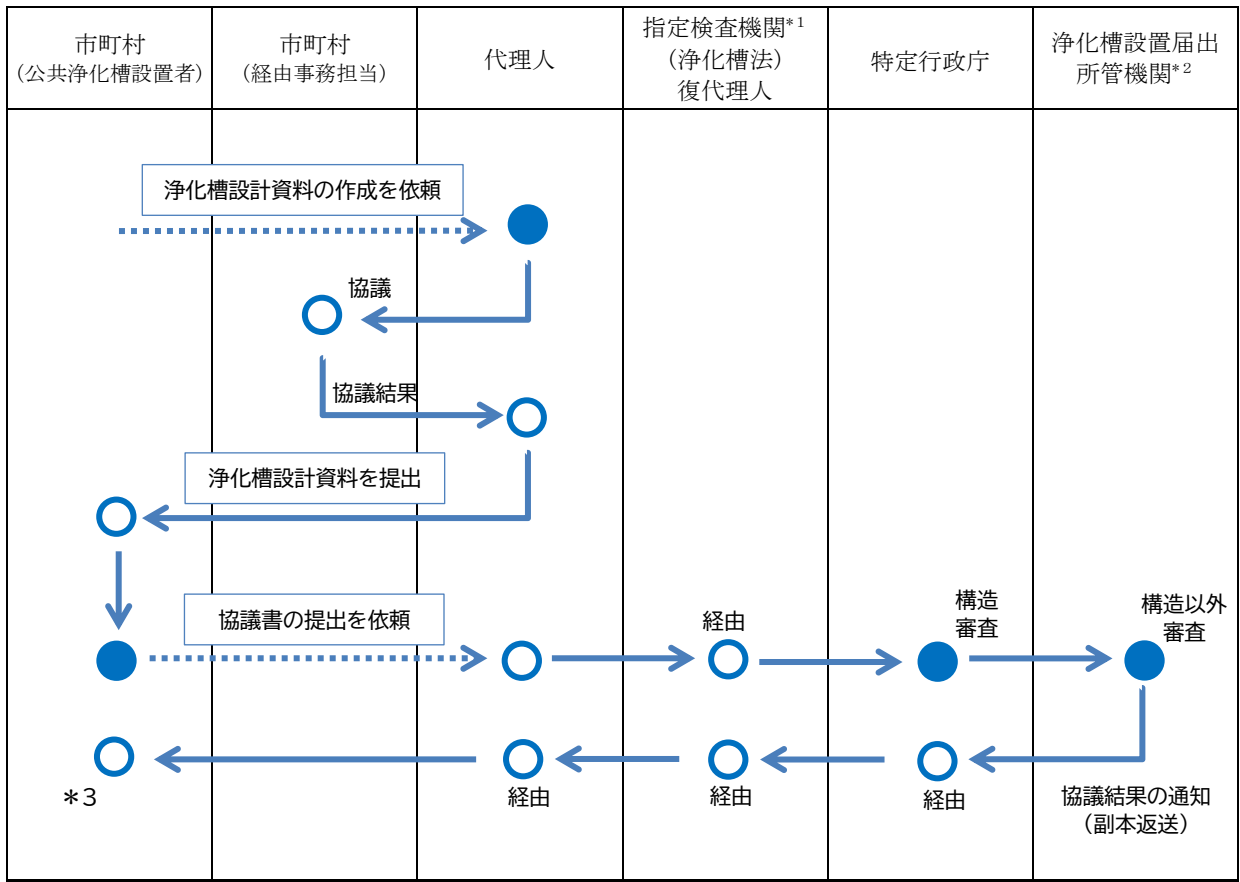
- \* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関（水質に関する検査機関）
- \* 2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長
- \* 3 郵送又は電子送付可
- \* 4 保健所が浄化槽設置届出所管機関でない場合、通知受領後、浄化槽設置届出所管機関に（別表1）浄化槽の設置に係る申請又は届出の添付図書を送付する。

4. 2 浄化槽法第5条の規定による浄化槽設置届出又は変更届出のとき



- \* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関（水質に関する検査機関）
- \* 2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長
- \* 3 郵送可

5. 浄化槽法第12条の5の規定による浄化槽設置に係る協議申出（変更の場合も同様）



\* 1 浄化槽法第57条に規定する大阪府知事が指定する機関（水質に関する検査機関）

\* 2 大阪府にあっては市町村を管轄する保健所長、保健所を設置する市又は浄化槽法に基づく浄化槽の設置に関する届出受理等の事務権限の移譲を受けた市にあっては市長

\* 3 建築確認申請等を行う場合、市町村より建築主に浄化槽設計資料を提供するものとする。提供後、建築主により建築確認申請等が行われると、建築基準法第93条第5項の規定により保健所へ浄化槽に関する事項が通知される。

様式第1号

浄化槽設置届出書

年 月 日

大阪府知事・市長（保健所長）様  
 特定行政庁

設置者の住所  
 氏名  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話番号

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 認定番号 ) ②その他		
3 処理の対象	し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m <sup>2</sup>
5 処理対象人員及び算定根拠	人		
6 処理能力	イ 日平均汚水量		m <sup>3</sup> /日
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率		%
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量		mg/L
7 放流先又は放流方法			
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号 大阪府知事（登・届一）第 号		
9 着工予定年月日	年 月 日	10 使用開始予定年月日	年 月 日
11 付近の見取図			
12 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

(特定行政庁)	(浄化槽設置届出所管機関)
---------	---------------

- (注意)1 「大阪府知事・〇〇市長（保健所長）、特定行政庁」については、不要のものを消すこと。  
 2 2欄、該当する事項を○で囲むこと。  
 3 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
 4 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

浄化槽変更届出書

年 月 日

大阪府知事・市長（保健所長）様  
 特定行政庁

設置者の住所  
 氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の構造又は規模の変更をしたいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番			
2 設置届出年月日	年 月 日		
3 変更の内容及び理由			
4 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 （名称 認定番号 ） ②その他		
5 処理の対象	し尿及び雑排水		
6 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積			m <sup>2</sup>
7 処理対象人員及び算定根拠	人		
8 処理能力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/L	
9 放流先又は放流方法			
10 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号 大阪府知事（登・届一）第 号		
11 着工予定年月日	年 月 日	12 使用開始予定年月日	年 月 日
13 付近の見取図			
14 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

(特定行政庁)	(浄化槽設置届出所管機関)
---------	---------------

- (注意) 1 「大阪府知事・〇〇市長（保健所長）、特定行政庁」については、不要のものを消すこと。  
 2 4欄は、該当する事項を○で囲むこと。  
 3 13欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。  
 4 14欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(次ページ「付近見取図」とA4サイズ短辺縦じ両面印刷すること)

様式第3号

浄化槽設計書

設置場所(地番)  (住居表示)〒 -		設置種別	1. 建築基準法 第6条	2. 特定行政庁 施行規則	3. 浄化槽法 第5条	
		浄化槽法第12条の5に 基づく協議(公共浄化槽)	<input type="checkbox"/> 対象外 <input type="checkbox"/> 協議済			
		※受付番号	年 月 日 第 号			
設置者	住所	建築確認番号	年 月 日 第 号			
	氏名 電話番号	※検査年月日	年 月 日			
浄化槽 工事業者	商号及び 代表者氏名	大阪府知事(登・届一 ) 第 号 (大環水指協登録 第 号)  電話番号	建築物用途	延べ面積	m <sup>2</sup>	
			放流先	排水管・側溝・河川・水路・池・ その他( )		
	浄化槽設備士 氏名	浄化槽設備士番号 (大環水指協登録 第 号)	(51人槽以上) 各槽容量			
			処理方式	槽の規模	槽の構造	
保健所記入欄			処理水質	JIS  人 人槽  m <sup>3</sup> /日	1. 工場生産品 製造会社名  協会登録番号  2. RC	
			二次処理 三次処理 mg/L			
水質指導協会経由欄	指定確認検査機関 建築指導担当課受理欄	保健所・移譲市欄	経由 庁欄	特記 事項欄		

注：太枠内の事項について記載してください。  
※の箇所は記載不要

添付図書の  
とじ方

- 委任状
- 配置図及び建築平面図(集中浄化槽の場合は敷地区画割図)
- 付近見取図
- 屋内・外排水管図
- 設計計算図
- 浄化槽構造図及び主要部詳細図
- 構造強度計算図

協議の有無

浄化槽法第12条の5に基づく協議が完了しているときは「協議済」をチェック

槽の規模の記入

- 上段には、JIS算定上の人槽を記入(人槽緩和適用の場合は、適用前の人槽を記入)
- 中段には、実際に設置する浄化槽の人槽を記入
- 人槽緩和適用を受けた場合は、「人槽緩和」と明記

## 付近見取図

(住宅地図等を貼付)

浄化槽処理対象人員算定表

棟別 階別	建築用途	分類	算定床面積 定員又は数量	単位当たりの 算定人員	処理対象人員
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
小 計					人
処理対象人員 (切上)					人

設置する浄化槽の人槽	人
------------	---

浄化槽処理対象人員・汚水量・BOD 量の算定表

棟別 階別	建築用途	① 算定床面積 定員又は数量	② 単位当たりの 算定係数	③ 処理対象人員 ①×② [人]	④ 処理対象人員 1人当たりの汚水量 [ℓ/ (人・日)]	⑤ 汚水量 ③×④×10 <sup>-3</sup> [m <sup>3</sup> /日]	⑥ 処理対象人員 1人当たりの BOD 量 [g/ (人・日)]	⑦ BOD 量 ③×⑥×10 <sup>-3</sup> [kg/日]	
処理対象人員の合計				[人]	汚水量の合計		[m <sup>3</sup> /日]	BOD 量の合計 (Lo)	[kg/日]
計画処理対象人員 (n)				[人]	計画汚水量 (Q)		[m <sup>3</sup> /日]	平均流入 BOD (Kb) = (Lo/Q) × 10 <sup>3</sup>	[mg/L]
(小数点以下切上)					(小数点以下切上)				

注 算定単位が延べ面積の場合、複合用途建築物で各用途に共用の部分がある時は、比例按分を行い、用途毎に①に記入すること。

設置する浄化槽の人槽	人
------------	---

## 小規模浄化槽（50人槽以下）施工状況報告書

建築主若しくは建築副主事  
 保 健 所 長 様  
 移 譲 市 長  
 指 定 確 認 検 査 機 関

浄化槽工事業者 大阪府知事（登・届一）第 号

大環水指協 第 号

商号及び代表者氏名

浄化槽設備士 免状番号 第 号

大環水指協（ ）第 号

氏 名

大阪府浄化槽事務処理要領第 4 の規定により施工状況を報告します。

建 築 主		人槽・計画汚水量	人 m <sup>3</sup> /日
設 置 場 所		槽 の 構 造	1. FRP製 2. その他
		告 示 区 分	
建築確認番号	年 月 日 第 号	製 造 会 社 名	
工 事 完 了 日		型 式 認 定 番 号	
		型 式 適 合 認 定 番 号	

報 告 項 目	細 目	状 況	備 考
設 置 場 所	設置場所及び地盤高等は設計通りか	良・否	
	維持管理及び清掃に支障はないか	良・否	
	衛生上支障ないか	良・否	
流 入 設 備	雨水が混入していないか	良・否	
	配管の材質、勾配及び会所はよいか	良・否	
基 礎 工 事 等	栗石敷厚 ( cm)	良・否	
	配筋（鉄筋径 mm）（ピッチ cm）		
	基礎底版コンクリート厚 ( cm)		
	槽の基礎への固定 基礎の施工はよいか		
本 体 全 体	型式、メーカー名、人槽の表示があるか	良・否	
	水平に据え付けられているか	良・否	
	亀裂、破損はないか	良・否	
	槽本体に満水して 24 時間以上漏水しないか	良・否	
	嵩上のある場合、維持管理に支障はないか	良・否	

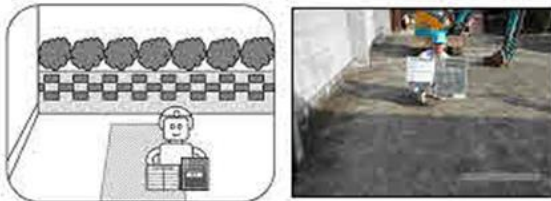


## 工事写真貼付用紙

<p>(イ) 設置場所 設置予定場所に白線引きの上、全景を撮影のこと。</p>	<p>(ロ) 掘削 矢板施工及び素掘り状態を撮影のこと。 なお、矢板の材質及び素掘りの安息角度が確認できるものとする。</p>
<p>(ハ) 栗石 栗石の厚さ及び目つぶしの状態が確認できるように箱尺等を用いて撮影すること。</p>	<p>(ニ) コンクリート工事 (底版、支柱又は壁及び頂版) コンクリート打設後の状況を撮影すること。またコンクリート厚さの確認ができるように箱尺等を用いること。</p>
<p>(ホ) 配筋 鉄筋径、配筋間隔が確認できるよう箱尺等を用いて撮影すること。 ただし、家庭用（10人槽程度）の小規模合併処理浄化槽で配筋を必要としないものは省略できる。</p>	<p>(ヘ) その他 ①工事写真は、カラー仕上げ、サービスサイズ以上とすること。 ②全ての写真に建築主、人槽、年月日、撮影場所等を記した黒板を入れること。 ③浄化槽法第30条による標識についても併せて撮影すること。</p>

## 添付工事写真例

### 浄化槽設置場所【地縄張り】



浄化槽設置工が正面を向いて、標識板・黒板を持っていること。  
 施工位置並びに全景が把握できること。  
 写真は全て一定方向から写すこと。

### 掘削工事【根切り工事】



深さ、幅、長さ等が確認できるもの

※掘削工事を行う際、地盤等の崩壊防止に注意して山崩る工事等必要な措置を講じてください。

### 基礎工事【割栗地業工事】



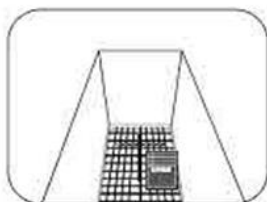
厚さ100mm以上で砂利による目填しを施しランマー等で十分締め固めること。  
 スケールをあて、厚さが確認できること。

### 基礎工事【捨てコンクリート工事】



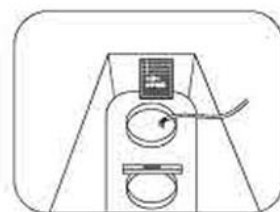
厚さは50mm以上とすること。  
 スケールをあて、厚さが確認できること。

### 基礎工事【配筋・型枠等工事】



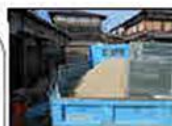
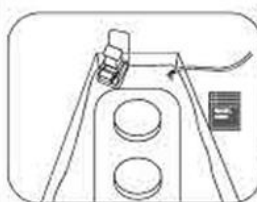
ピッチがわかるようスケールをあてること。  
 (基本的にはD10-200φシングル)  
 ただし、地耐力があって、配筋等を必要としないものは省略してもよい。

### 据え付け工事【本体水平状況等】



水張り状況・水平を確認できるもの。  
 水準器にて水平が確認できること。

### 埋戻し工事



【左側】埋め戻し用砂



【右側】水張り



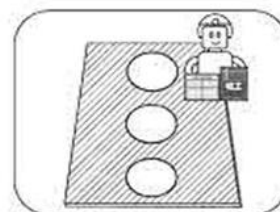
【下側】突き締め



【上側】突き締め

埋め戻しに用いる土砂・突き締め用の器具・水張り状況が確認できるもの。

### 完了工事【コンクリート打設工事】



浄化槽設備士が正面を向いて、標識板・黒板を待っていること。  
 上卸スラブ全体が写っていること。  
 上卸に荷重物が乗る場合や、支柱レスの浄化槽については、その仕様によって上卸スラブを打設すること。

## 浄化槽（51人槽以上）施工状況報告書

建築主事若しくは建築副主事  
 保健所長様  
 移譲市長  
 指定確認検査機関

浄化槽工事業者 大阪府知事（登届一）第 号  
 大環水指協 第 号

商号及び代表者氏名

浄化槽設備士 免状番号 第 号  
 大環水指協（ ） 第 号

氏 名

大阪府浄化槽事務処理要領第4の規定により施工状況を報告します。

建 築 主		人槽・計画汚水量	人 m <sup>3</sup> /日
設 置 場 所		槽 の 構 造	1. FRP製 2. その他
		告 示 区 分	
建 築 確 認 番 号	第 年 月 日 号	製 造 会 社 名	
工 事 完 了 日		型 式 認 定 番 号	
		型 式 適 合 認 定 番 号	

報 告 項 目	細 目	状 況	備 考
一 般 構 造	設置場所及び地盤高等は設計通りか	良・否	
	槽の配置・構造は設計通りか	良・否	
	槽本体を満水して24時間以上漏水しないか	良・否	
	維持管理が容易かつ安全にできる構造となっているか	良・否	
	各種配管・機械装置等は堅固に取り付けられているか	良・否	
	マンホールの位置・蓋の径は設計通りか	良・否	
	バルブ等の名称の表示はよいか	良・否	
	放流管底と放流先水面には適切な落差があるか	良・否	
	周辺に対し騒音等の影響はないか	良・否	

報告項目	細目	状況	備考	
基礎工事等	栗石敷厚 ( cm)	良・否		
	基礎底版コンクリート厚 ( cm)	良・否		
	基礎底版 配筋 (鉄筋径 mm) (ピッチ cm) ※	良・否		
	壁又は支柱 配筋 (鉄筋径 mm) (ピッチ cm) ※	良・否		
	上部スラブ 配筋 (鉄筋径 mm) (ピッチ cm) ※	良・否		
	【FRP製の場合】槽の基礎への固定	良・否		
	【RC製の場合】槽の形状・寸法	良・否		
	【RC製の場合】槽の内部仕上	良・否		
	【RC製の場合】槽の防水措置	良・否		
	【RC製の場合】移流口開口部の位置	良・否		
	【FRP製の場合】内部配管の径・取付け位置・取付け状態	良・否		
前処理・一次処理	スクリーン等	導入管底と導入路底面との落差	良・否	
		各スクリーンの目幅、機幅、傾斜角	良・否	
		スクリーンかす収納かごの容量・取付け状態	良・否	
		スクリーンユニットの稼働状況	良・否	
		破砕装置・自動スクリーン・排砂装置の型式・能力・運転状況	良・否	
		副水路（バイパス）のゲート板の取付け	良・否	
	汚水ポンプ槽	ポンプの型式、仕様、台数及び運転状態	良・否	
		ポンプの液面スイッチのレベル設定は適切か(LWL・HWL・AWL)	良・否	
		満水警報装置の設置	良・否	
	沈砂槽	排砂槽の形状、寸法、容量	良・否	
		ばっ気装置、消泡装置、排砂装置の運転状況	良・否	
	沈殿分離	流入管、流出管の径、開口部の位置、取付け状態	良・否	
	流量調整槽	ポンプの型式、仕様、台数及び運転	良・否	
		ポンプの液面スイッチのレベル設定は適切か(LWL・HWL・AWL)	良・否	
		溢水防止対策（オーバーフロー管又は非常ポンプ）	良・否	
		攪拌装置の攪拌状況	良・否	
		満水警報装置の設置	良・否	
		流量計量装置の形状、寸法	良・否	
		計量ぜきの構造（移流量の計測及び調整ができるか）	良・否	

※については、写真を添付すること。

報告項目		細目	状況	備考
二次処理	ばっ気槽 担体流動槽等	ばっ気槽の取付けとばっ気、攪拌状態	良・否	
		消泡装置の取付けと消泡状態	良・否	
		担体の流動状態	良・否	
	接触ばっ気槽 生物ろ過槽等	ばっ気槽の取付けとばっ気、攪拌状態	良・否	
		消泡装置の取付けと消泡状態	良・否	
		逆洗装置の取付けと逆洗状態	良・否	
		はく離汚泥の引抜装置	良・否	
		接触材の充填率と支持、固定方法	良・否	
	沈殿槽	整流装置の形状、寸法、取付け状態	良・否	
		バツフルの形状、寸法、取付け状態	良・否	
		越流ぜきの形状、寸法、取付け状態及び越流状態	良・否	
		スカムスキマーの作動状態	良・否	
		汚泥移送装置の作動状態	良・否	
		汚泥計量装置の形状、寸法	良・否	
		計量ぜきの構造（返送量の計量及び調整ができるか）	良・否	
消泡ポンプ	消泡ポンプの型式、能力及び運転状態	良・否		
消毒槽	消毒装置の設置状態及び混和状態	良・否		
放流ポンプ槽	放流ポンプの型式、能力及び運転状態	良・否		
	ポンプの液面スイッチのレベル設定は適切か(LWL・HWL・AWL)	良・否		
	満水警報装置の設置	良・否		
汚泥濃縮貯留槽 汚泥濃縮槽等	脱離液返送装置の取付け状態	良・否		
	槽は密閉状態であり、汚泥の引抜き及び搬出が容易な構造か	良・否		
機器室	換気設備、照明設備の設置	良・否		
	フローシート、施工業者名等の表示	良・否		
	送風機の型式、仕様、台数及び運転状態	良・否		
	流量調整槽ポンプ稼動時間積算計	良・否		
	機器据付け状態	良・否		
	予備電源設備仕様又はエンジン付きポンプ仕様	良・否		

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 本様式は、標準的な仕様であり、特殊な構造の場合については、別途作成を要する。

検査・現場指導日（	年	月	日）
協会受付番号（第			号）
協会受付年月日（	年	月	日）
使用開始予定日（	年	月	日）

浄化槽工事業者変更届出書

年 月 日

大阪府知事・〇〇市長（ 保健所長）  
 建築主事若しくは建築副主事・指定確認検査機関 様

設置者の住所  
 氏名  
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 電話 番号

建築基準法第6条第1項の規定による建築主事若しくは建築副主事に確認の申請を行った浄化槽  
 建築基準法第18条第2項の規定により建築主事若しくは建築副主事に通知を行った浄化槽  
 浄化槽法第5条第1項の規定により届出を行った浄化槽設置届

について、下記のとおり浄化槽工事業者を変更しましたので届け出します。

<input type="checkbox"/> 確認申請 <input type="checkbox"/> 計画通知 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置届	年 月 日 第 号 設置場所： _____	
	変更年月日	年 月 日
	変更の理由	
工 事 業 者	変更前	氏名又は名称 登録番号 大阪府知事（ 登 ・ 届 - ） 第 号
	変更後	氏名又は名称 登録番号 大阪府知事（ 登 ・ 届 - ） 第 号

行政庁等記入欄

(建築主事等)	(浄化槽設置届出所管機関)
---------	---------------

(注意) 「大阪府知事・〇〇市長（ 保健所長）」については、不要のものを消すこと。

公 共 浄 化 槽 設 置 計 画 協 議 申 出 書

年 月 日

大阪府知事・〇〇市長（ 保健所長）  
 特定行政庁

様

設置者（市町村）の所在地

設置者（市町村）の名称及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽設置計画を作成するので、浄化槽法第12条の5第4項の規定により協議を申し出ます。

1 設置場所の地名地番 建物所有者（建築主） 土地所有者等の同意の有無	・ （建物所有者（建築主） ） ・土地所有者の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・建物所有者（建築主）の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 種 類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 （名称 認定番号 ） ②その他	
3 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積		m <sup>2</sup>
4 処理対象人員及び算定根拠	人	
5 処 理 能 力	イ 日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	%
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	mg/L
6 放流先又は放流方法	公共水路	
7 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 登録番号 大阪府知事（登・届一 ）第 号	
8 着工予定年月日 設置予定年月日 使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
9 付近の見取図、構造図、仕様書及び処理工程図		

行政庁記入欄

（特定行政庁）	（浄化槽設置届出所管機関）
---------	---------------

（注意）1 「大阪府知事・〇〇市長（ 保健所長）、特定行政庁」については、不要のものを消すこと。  
 2 2欄、該当する事項を○で囲むこと

公 共 浄 化 槽 設 置 計 画 変 更 協 議 申 出 書

年 月 日

大阪府知事・〇〇市長（ 保健所長）  
 特定行政庁

様

設置者（市町村）の所在地

設置者（市町村）の名称及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽設置計画を変更したいので、浄化槽法第12条の5第4項の規定により協議を申し出ます。

1 設置場所の地名地番 建物所有者（建築主）	(建物所有者（建築主） )	
2 変更する事項	変更前	
	変更後	

行政庁記入欄

(特定行政庁)	(浄化槽設置届出所管機関)
---------	---------------

- (注意) 1 「大阪府知事・〇〇市長（ 保健所長）、特定行政庁」については、不要のものを消すこと。  
 2 2欄、構造図などの図面が変更となる場合は、参考資料を添付（変更に係る部分に限る。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。